

田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、県外からの移住・定住を促進し、地域活性化を図ることを目的とし、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成することに関し、田村市補助金等の交付等に関する規則(平成17年田村市規則第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 市内において、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己居住用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市営、県営住宅等の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 申請者及び申請者の配偶者の3親等以内の親族が所有又は管理する住宅
 - エ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅
 - オ その他この補助金の趣旨に沿わない住宅
- (2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約で定められた月ごとの賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料及び自治会費等の直接住宅の賃借料と認められないものを除く。)をいう。
- (3) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に係る手当等の月額をいう。
- (4) 転入 県外の市町村の住民基本台帳に記録されている者が、田村市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (5) 不動産管理業 主としてアパート等の所有者(管理組合等を含む。)の委託を受けて経營業務又は保全業務等不動産の管理を行う事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の事業対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成23年3月11日時点で田村市に住所を有していない者
- (2) 令和5年4月1日以後に転入した者(転勤及び出向により転入した場合を除く。)
- (3) 転入後、5年以上の定住が誓約できる者
- (4) 就業若しくは起業している者又は就業若しくは起業する者
- (5) 不動産管理業を営む市内事業者(以下「不動産管理者」という。)が所有又は管理する民間賃貸住宅に入居し、家賃を支払う者
- (6) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (7) 本人及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。
- (8) 対象となる民間賃貸住宅を住居以外の目的に使用するとともに、転貸又は当該住宅の使用権を他者へ譲渡しないこと。
- (9) 補助対象者及び同一世帯全員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金申請書(様式第1号)及び田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金誓約書(様式第2号)に次に

掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる賃貸借契約書等の写し(家賃の詳細及び同居人がわかるもの)
- (2) 雇用形態及び住宅手当支給予定証明書(様式第3号)
- (3) 口座番号が確認できる書類(通帳の写し)
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、年度ごとに申請をしなければならない。

(補助金の額及び補助対象期間)

第5条 補助金の額は、家賃から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、月4万円を上限とする。ただし、算出した合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、年1回、毎年4月から翌年3月までを交付対象期間とし、当該期間終了後に交付する。

3 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに契約をした民間賃貸住宅で賃貸開始日の属する月から連続する24月以内とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第4条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた内容に変更があったときは、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金変更届出書(様式第5号)に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に速やかに報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金変更承認通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第8条 交付決定者は、2月末日までに、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家賃を支払ったことを証明する書類(様式第7号別紙)。ただし、3月中に支払いが生じる家賃については、支払い後速やかに提出することとする。

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金額を確定し、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、速やかに田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金交付請求書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、田村市移住定住促進賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第12条 申請者は、第4条、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する手続(以下「補助金交付申請等」という。)に関し、当該住宅の不動産管理者に委任することができる。

2 前項の規定により補助金交付申請等を不動産管理者に委任したときは、第4条に規定する申請書に委任状(様式第11号)を添えて提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。